

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、その翌日)

告示

◇告示 次

自衛官の募集

土地改良区の役員の就任

土地改良区の役員の住所の変更(二件)

都市計画の決定

都市計画の変更(二件)

消防設備士試験の合格者

昭和五十七年九月二十八日

鳥取県知事 平林鴻

一 採用する自衛官

二等陸士・二等海士及び二等空士

二 募集期間

昭和五十七年十月一日から同年十二月三十一日まで

三 試験期日

募集期間中の日の毎日とする。ただし、次に掲げる日を除く。

(一) 日曜日

(二) 国民の祝日にに関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日

試験場の位置及び名称

鳥取市鍛冶町一八

自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市巖城四三二一

自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市東町六五

採用予定期月

昭和五十七年十月若しくは十一月又は昭和五十八年一月

六 その他

1 応募資格
採用予定期月の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有す

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第一百四十四条及び第百七条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、昭和五十七年度第三次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

鳥取県告示第九百七十九号

る男子で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項各号のいずれにも該当しないもの

2 試験科目

- ア 筆記試験（国語（作文を含む。）、社会及び数学）
- イ 身体検査
- ウ 口述試験
- エ 適性検査

鳥取県告示第九百八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり瑞穂地区土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年九月二十八日

鳥取県知事 平 鴻 三

就任した役員の氏名及び住所

理事 坂本 実治 気高郡気高町大字下坂本二七七一

四一五

家高 勝彦 木下 博嘉

猫山 道和

五四二

大字日光六四五

鳥取県告示第九百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり八頭中央土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年九月二十八日

鳥取県知事 平 鴻 三

三

監事	渡辺 一雄	変更前
		八頭郡河原町大字高福五九六

居川 義雄 大字下光元三二六一一
松本 芳弘 大字常松三一四

奥田 義昭 二六八

吉田 義夫 大字富吉八五

吉田 康 二一六

岡本 武志

三三二

富山 高雄

大字下坂本一六六

山崎 俊宏

大字常松一九六

阪田 泰藏

大字富吉八二一三

昭和五十七年八月一日就任 任期第一回の総会まで

鳥取県告示第九百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり名和土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年九月二十八日

理 事	
川 島 正 寿	鳥取県知事 平 林 鴻 三
変更前	西伯郡名和町大字名和一三九八
変更後	西伯郡名和町大字名和一三九八十一

鳥取県告示第九百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十八条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十七年九月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画土地区画整理事業

河北土地区画整理事業

二 都市計画の決定に係る土地の区域

倉吉市海田東町字坂根、字荒神、字外薬師及び字柳原、海田西町字柳原、字大所、字上河原、字芝場、字唐樋、字上荏子田及び下荏子田、海田南町字上河原、天神町字モゲ川、字モゲ川下ノ段、字前河原及び字樋口尻、河北町字モゲ川下ノ段、字前河原、字樋口尻、字下前河原、字川尻、字中通り及び字善太夫田、福庭字外河原、字上前河原、字前河原、字下前河原、字下河原、字中井田、字土井ノ内、字穴田、字八ヶ坪、字坂根、字清水、字有田、字天神前、字原ノ前、字北田、字小在所山、字小在所及び字下荏子田、新田字下前河原、字川尻、字中通り、字柳原及び字善太夫田並びに清谷字北田、字沢地、字中河原、字長田、字小幣、字小幣沖、字沖河原、字下沖河原、字徳田沖及び字下徳田

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第九百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、倉吉都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

昭和五十七年九月二十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称
倉吉都市計画道路

三・三・一号倉吉羽合線

三・四・八号八屋福庭線（変更前） 三・五・六号八屋上井線（変更後）

三・四・九号上井羽合線

三・五・十四号福庭新田線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

(1) 三・三・一号倉吉羽合線

追加する部分

倉吉市大塚字ハゲ田、字廣瀬、字中道及び字辻畠並びに新田字善太

夫田

変更する部分

倉吉市大塚字大仙分、字野嶋、字大荒神及び字燕子池、清谷字賀部

田及び字中河原、福庭字下前河原、字前河原及び字上前河原、新田字

柳原及び字中通り、河北町字中通り、字善大夫田及び字樋口尻、海田

西町字上莊子田、字芝場、字柳原字大所及び字上河原、海田東町字大

所並びに海田南町字上河原

削除する部分

(2) 三・四・八号八屋福庭線

追加する部分

倉吉市清谷字中河原及び字沢地、福庭字下前河原、字下河原字中井

田、字北田、字小在所、字天神前、字有田、字八ヶ坪、字坂根及び字
坂根平、海田東町、字坂根、字坂根平及び字若宮谷、大平町字山ノ鼻
及び字宮ノ谷並びに上井字宮ノ前、字長弘字狭間、字宮ノ坪、及び字
小泓

変更する部分

倉吉市上井字坂塚及び字板橋並びに山根字大平、字入堂谷及び字イ
ツナシ

(3) 三・四・九号上井羽合線

追加する部分

倉吉市大塚字深田、字七峯及び字砂田、清谷字下前河原、字下沢地

字上前河原及び字沢地、福庭字下河原、字中井田、字下前河原、字前

河原、字外河原、字土井ノ内、字下莊子田及び字穴田海田東町、字外

薬師、字荒神、字柳原、字双来及び字澤海田西町、字柳原、大平町字

澤並びに上井字小河原、字下河原、字五反田及び字長弘

(4) 三・五・十四号福庭新田線

追加する部分

倉吉市福庭字八ヶ坪、字穴田、字外河原及び字下莊子田、新田字善

大夫田、字柳原、字中通り、字川尻及び字下前河原並びに河北町字善

大夫田及び字中通り

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県土木部都市計画課

鳥取県告示第九百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十二条第一項の規定に基づき、羽合都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同法第二十二条第二項において準用する同法第二十二条第一項の規定により、当該都市計画の図書を公示する。

昭和五十七年九月二十八日

鳥取県知事 平林鴻三

一 都市計画の種類及び名称

羽合都市計画道路

- 三・三・一號倉吉羽合線
- 三・四・二號羽合中央線
- 三・四・五號田後上浅津線
- 三・四・九號上井羽合線

二 都市計画の変更に係る土地の区域

(1) 追加する部分

羽合町大字田後字三ノ大河下

変更する部分

羽合町大字田後字大河下

削除する部分

羽合町大字田後字二ノ大河下

(2) 三・四・二號羽合中央線
変更する部分

羽合町大字田後字手次、字狐塚、字内河原、字二ノ大河下、字大河下、字三ノ大河下及び字三ノ沖河原

(3) 三・四・五號田後上浅津線
追加する部分

羽合町大字田後字鴨田

変更する部分

羽合町大字田後字高坪、字手次、字二ノ狐塚及び字狐塚
(4) 三・四・九號上井羽合線

追加する部分

羽合町大字田後字内河原、字二ノ大河下、字三ノ内河原、字大河下
及び字小樋ノ口

三 縦覧場所

鳥取市東町一丁目111〇 鳥取県土木部都市計画課

公 告

昭和57年8月27日に実施した消防設備士試験の合格者は、次のとおりである。

昭和57年9月28日

鳥取県知事 平林鴻三

